

第3章 医療費制度

自立支援医療制度 **身** **知** **精**

【担当窓口 障害福祉課】

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【名称および対象者】

精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有するかたで、通院による精神医療を継続的に要するかた
更生医療	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたかたで、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できるかた
育成医療	18歳未満の身体に障害または疾患を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できるかた

1 自立支援医療（精神通院医療）

統合失調症、うつ病、てんかんなどの精神疾患の治療のために指定医療機関に通院し、継続して治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費で負担します。（入院の医療費は対象になりません。）有効期間は最長1年間で、有効期間の終了日の3カ月前から更新手続きができます。

【対象者】

精神疾患で外来治療を継続的に受けるかた

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課にあります）
- (2) 意見書（更新の申請については、2年に1度意見書の提出が必要になります。）※
- (3) 本人加入の保険情報がわかるいずれかのもの
 - ・加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」（A4サイズのもの）
 - ・マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面を印字したもの
 - ・生活保護受給者証の写し（社会保険と併用の方は上記の書類も必要です）
- (4) 所得状況の確認にかかる同意書
- (5) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

自立支援医療（精神通院医療）は、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請できます。

同時に申請を行う場合、精神障害者保健福祉手帳用の診断書において、自立支援医療（精神通院医療）の認定に必要な項目についての記載があれば意見書は不要です。ただし、「重度かつ継続」にあたるかたは追加用意見書が必要となる場合があります。

【費用負担】

1 割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額などに応じて、月額上限額までの支払いとなります。なお、所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

障害者自立支援医療（精神通院医療）についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4003.html>



2 自立支援医療（更生医療）

身体障害者の日常生活の便宜を図るため、障害の軽減や社会生活の円滑化に効果のある特定の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。（指定医療機関に限られます。）

【対象者】

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けたかたで、角膜手術、外耳形成術、心臓手術、血液透析療法、抗HIV療法など指定された処方や手術を受けるかた。（指定医療機関での治療に限られます。）

※ 事前に埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要です。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 医学的意見書
- (3) 医療費概算額算定表（月）
- (4) 本人加入の保険情報がわかるいずれかのもの
 - ・ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」（A4サイズのもの）
 - ・ マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面を印字したもの
 - ・ 生活保護受給者証の写し（社会保険と併用の方は上記の書類も必要です）
- (5) 同意書
- (6) マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- (7) 特定疾病療養受療証（血液透析療法のかたのみ）

【費用負担】

1 割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額等に応じて、月額上限額までの支払いとなります。なお、所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

○じん臓機能障害による血液透析療法について

加入されている健康保険組合へ申請し、『特定疾病療養受療証』の交付を受けると、1カ月の自己負担額が10,000円（高額所得者は20,000円）となります。詳しくは、健康保険組合などへお問い合わせください。

障害者自立支援医療（更生医療）についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4002.html>



3 自立支援医療（育成医療）

身体に障害または疾患を有する児童が特定の治療を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。（指定医療機関に限られます。）

【対象者】

18歳未満の身体に障害があるか、疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる児童で、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められるかた。

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書
- (2) 自立支援医療（育成医療）意見書（診断書）
- (3) 本人加入の保険情報がわかるいずれかのもの
 - ・ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」（A4 サイズのもの）
 - ・ マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面を印字したもの
 - ・ 生活保護受給者証の写し（社会保険と併用の方は上記の書類も必要です）
- (4) 同意書
- (5) 自立支援医療（育成医療）「世帯」調書
- (6) マイナンバー（個人番号）がわかるもの

【費用負担】

1割負担。ただし、「世帯」（同じ医療保険に加入している家族）の市民税額等に応じて、月額上限額までの支払いとなります。また、所得による支給制限があります。所得が一定以上ある「世帯」のかたは、「重度かつ継続」に該当する場合を除き、給付の対象となりません。

障害者自立支援医療（育成医療）についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4315.html>



重度心身障害者医療費助成制度

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

重度心身障害者が、医療機関等で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成します。ただし、高額療養費、附加給付金など健康保険からの給付がある場合は、その金額を助成額から控除します。

※保険外の医療費、自費分（予防接種代や文書料、食事代など）及び介護保険適用分は助成の対象になりません。

※精神障害者保健福祉手帳2級のみで受給資格をお持ちのかた（クリーム色の受給者証）は、自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金のみ助成対象となります。

【助成資格の登録ができる対象者】

65歳となる前に次の障害者手帳及びその等級を交付されたかた

※生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

《オレンジ色の受給者証の対象者》

- (1) 身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級
- (2) 療育手帳㊤・A・B
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級

(精神病床への入院費用は助成対象外です。ただし、65歳を迎えられ後期高齢者医療制度に加入することにより助成対象になります。)

- (4) 身体障害者手帳 4 級の音声・言語機能障害または下肢機能障害 1 号・3 号・4 号 (103 ページ参照) (65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた)
- (5) 精神障害者保健福祉手帳 2 級 (65歳を迎えて後期高齢者医療制度に加入されているかた)

《クリーム色の受給者証の対象者》

- (6) 精神障害者保健福祉手帳 2 級 (上記 (5) 以外のかた) ※自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分のみが対象です。

【所得制限について】

本人の所得が次の額を超えるときは、次の9月まで支給停止となります。

(令和7年8月1日現在)

扶養親族人数	0人	1人	2人以上 1人増すごと
所得制限基準額	3,661,000円	4,041,000円	380,000円 加算
給与収入換算額(目安)	5,252,000円	5,728,000円	

※ 所得とは、諸控除後の額です。(障害年金は所得に含みません。)

※ 所得制限基準額は、制度改正により変更されることがあります。

※ 所得審査の対象は、未成年者を含め本人の所得のみです。

【助成方法】

○ 窓口負担なしの場合○

医療機関等の窓口で、受給者証を提示してください。

《オレンジ色の受給者証をお持ちのかた》

埼玉県内の医療機関等(医科・歯科・薬局・訪問看護)および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結した市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院において、医療機関等ごと、入院・外来別で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円未満の場合、窓口負担が不要となります。

《クリーム色の受給者証をお持ちのかた》

埼玉県内の指定医療機関で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円未満の場合、窓口負担が不要となります。

※医療機関等によっては窓口負担が必要となる場合があります。受診される際に各医療機関等にご確認ください。

○ 窓口負担ありの場合○

次の場合は、窓口で一旦自己負担し、医療費支給申請書に医療機関等の証明を受けるか、または領収書を添付して申請してください。

※医療費支給申請書は、ホームページからダウンロードすることができます。

《オレンジ色の受給者証をお持ちのかた》

- (1) 埼玉県内の医療機関等（医科・歯科・薬局・訪問看護）および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結した市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院において、医療機関等ごと、入院・外来別で、1カ月に保険診療分の自己負担額の合計が21,000円以上かかる場合。
- (2) 市外および川口市と現物給付の取り扱いに関する協定を締結していない市内の接骨院・整骨院、あん摩マッサージ指圧治療院、はり・きゅう治療院にかかる場合。
- (3) 埼玉県外の医療機関等にかかる場合。

《クリーム色の受給者証をお持ちのかた》

埼玉県外の指定医療機関にかかる場合。

毎月5日まで（休日の場合は翌開庁日まで・郵送の場合は必着）に申請のあったものを、その月の月末に申請者が指定した金融機関の口座に振り込みます。

重度心身障害者医療費助成制度についてのホームページ →

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/8/4004.html>



後期高齢者医療制度

身 知 精

【担当窓口 高齢者保険事業室】

後期高齢者医療制度は、75歳から被保険者となりますが、次のかたは65歳から加入することができます。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級から3級および4級のうち音声機能・言語機能障害または下肢機能障害1号、3号、4号（103ページ参照）に該当するかた
- (2) 療育手帳㊦・Aのかた
- (3) 国民年金障害基礎年金証書1・2級に該当するかた
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級のかた

埼玉県障害者歯科相談医制度

身 知

施設名	住所	電話	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所※	草加市柿木町 1215-1	048-392-1312	048-932-1311
埼玉県立嵐山郷※	比企郡嵐山町古里 1848	0493-62-0589	0493-62-8944
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所※	朝霞市青葉台 1-10-60	048-466-1411	048-467-4127
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所※	深谷市人見 1998	048-574-8211	048-573-2022

※社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団に指定管理を委託しています。

【紹介予約制度】

県立施設障害者歯科診療所を受診するには（１）かかりつけの歯科医師等がいる場合、（２）かかりつけの歯科医師等がない場合では、手続きが異なります。

- （１）かかりつけ歯科医師等がいる場合…かかりつけ歯科医師等に紹介状を作成してもらい、直接、県立施設障害者歯科診療所に予約申し込みをします。
- （２）かかりつけ歯科医師等がない場合…お住まいの市町村で診療予約申込書を提出し、市町村から受診したい県立施設障害者歯科診療所に診療予約申込書を送付し、予約申し込みをします。詳しくは障害福祉課までご相談ください。

埼玉県歯科医師会口腔保健センター

埼玉県歯科医師会では、口腔保健センターを運営し、障害者（児）の歯科治療を行っております。

【窓口】口腔保健センター…〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65
彩の国すこやかプラザ 4F
(電話) 048-835-3210 (FAX) 048-835-3220

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度

難

対象疾患の治療を受けているかたが、医療機関で保険診療（入院を含む）を受ける際の医療費などを公費で負担します。（健康保険が適用される治療を受けた場合、その自己負担分の全額が助成されます。）

【対象者】

以下対象疾患に罹患しており、次の要件を全て満たすかたが対象となります。

- ・ 埼玉県内に住所があるかた
- ・ 国民健康保険など、何らかの健康保険に加入しているかた
- ・ 20歳以上のかた

（20歳未満のかたは小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となります。ただし、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者のかたは、20歳未満であっても対象となります。）

※ 生活保護による医療給付を受けているかたは対象なりません。

【対象疾患】

- | | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 1 第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症 | 2 第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症 |
| 3 第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症 | 4 第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症 |
| 5 第Ⅷ因子欠乏症(血友病A) | 6 第Ⅸ因子欠乏症(血友病B) |
| 7 第Ⅹ因子(スチュアートプラウア)欠乏症 | 8 第ⅩⅠ因子(P T A)欠乏症 |
| 9 第ⅩⅡ因子(ヘイグマン因子)欠乏症 | 10 第ⅩⅢ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症 |
| 11 von willebrand(フォン・ヴィルブランド)病 | 12 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症 |

【注意事項】

血友病A・Bまたは血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症患者のかたは、ご加入の健康保険へ申請し、「特定疾病療養受療証」の交付を受けてください。
詳細は、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

【窓口】

川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-11-1

（電話）048-423-6708 （FAX）048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

（電話）048-830-3562 （FAX）048-830-4809

埼玉県ホームページ 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度 →

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/blood.html>



特定疾患等医療給付制度

難

対象疾患の治療を受けているかたが、医療機関で保険診療（入院を含む）を受ける際の医療費などの全部または一部を公費で負担します。

【対象者】

次の要件を全て満たすかたが対象となります。

- ・以下対象疾患に罹患しているかた（疾患ごとの認定基準を満たす必要があります。）
- ・埼玉県内に住所があるかた
- ・国民健康保険など、何らかの健康保険に加入しているかた
- ・提出した臨床調査個人票が厚生労働科学研究において、個人情報保護のもと疾患研究の基礎資料として使用されることに同意しているかた

※ 生活保護による医療給付を受けているかたは対象となりません。

【対象疾患】

特定疾患

- ・スモン
- ・プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
- ・難治性の肝炎のうち劇症肝炎（新規申請受付は行わない。継続申請受付のみ。）
- ・重症急性膵炎（新規申請受付は行わない。継続申請受付のみ。）

県単独指定難病

- ・橋本病
- ・特発性好酸球増多症候群（好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び、好酸球性副鼻腔炎を除く。）
- ・原発性骨髄線維症
- ・溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び、発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く。）

【窓口】

川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-1-1

（電話）048-423-6708 （FAX）048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-1-5

（電話）048-830-3562 （FAX）048-830-4809

埼玉県ホームページ 特定疾患等医療給付制度 →

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/tokuteisikkan/tokuteisikkanseid.html>



小児慢性特定疾病医療費支給制度

難

【対象者】

次の要件を全て満たすかたが、医療費支給（一部自己負担額あり）の対象となります。

- 申請者（※1）又は小児慢性特定疾病児童等（※2）が川口市に住民登録をしていること。
- 小児慢性特定疾病児童等（※2）が18歳未満であること。
（18歳到達時点で支給を受けており、引き続き治療が必要と認められる場合には、有効期間終了前に継続申請を行うことにより、20歳未満まで延長することができます。）
- 小児慢性特定疾病にかかり、国が定める状態の程度を満たしていること。
- 原則として何らかの医療保険に加入していること。
「生活保護」又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付」を受給しているかたも対象となります。

【対象疾病】

- 801疾病（16疾患群）の医療費を支給します（2025年4月現在）。
- 対象疾病及び認定基準については、「児童福祉法第6条の2第1項の規定

に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（厚生労働省告示第475号）」により一定の基準が設けられています。（注：告示内容の改正事項等もご参照ください。）



詳細は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご参照ください。
（小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>）

- 対象疾病の認定基準に基づき、支給認定の審査が行われます。
審査により認定されると、市から医療受給者証及び管理票が交付されます。

【対象疾病となる疾病の例示】

（2025年4月現在）

対象疾患群	疾病の例示
1 悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、固形腫瘍 など
2 慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症、慢性糸球体腎炎 など
3 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄 など
4 慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症 など
5 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病 など
6 膠原病	若年性突発性関節炎、全身性エリテマトーデス など
7 糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病 など
8 先天性代謝異常	フェニルケトン尿症、ウィルソン病 など
9 血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血 など
10 免疫疾患	後天性免疫不全症 など
11 神経・筋疾患	點頭てんかん（ウエスト症候群）、結節性硬化症 など
12 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症 など
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、マルファン症候群 など
14 皮膚疾患	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）、レックリングハウゼン病 など
15 骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性繊維異形成症 など
16 脈管系疾患	巨大静脈奇形、原発性リンパ浮腫 など

（注）各疾病には一定の基準があります。

※1 申請者とは：小児慢性特定疾病児童の保護者（原則は公的医療保険の被保険者、市町村国保・国民健康保険組合の場合は受診者を扶養している者）又は成年患者（小児慢性特定疾病にかかっている児童以外の満20歳に満たない者）をいう。

※2 小児慢性特定疾病児童等とは：小児慢性特定疾病にかかっている児童又は児童以外の満20歳に満たない者をいう。

【窓口】川口市保健所 健康増進課 給付係 〒332-0026 川口市南町1-9-20
（電話）048-256-1135 （FAX）048-256-2023

指定難病の医療給付制度

難

対象疾病の治療を指定医療機関で受ける際の医療費などの一部を公費で負担します。

【対象者】

次の要件を全て満たすかたが対象となります。

- ・ 指定難病にり患しているかた（疾病ごとの認定基準を満たす必要があります。）
- ・ 埼玉県内に住所があるかた
- ・ 国民健康保険など、何らかの健康保険に加入しているかた

※ 生活保護による医療給付を受けているかたも対象となります。

【対象疾病】（令和8年4月1日現在）

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号	
あ	アイカルディ症候群	135	お	黄色靱帯骨化症	68	
	アイザックス症候群	119		黄斑ジストロフィー	301	
	I g A 腎症	66		大田原症候群	146	
	I g G 4 関連疾患	300		オクシピタル・ホーン症候群	170	
	亜急性硬化性全脳炎	24		オスラー病	227	
	悪性関節リウマチ	46		か	カーニー複合	232
	アジソン病	83			海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
	アッシャー症候群	303			潰瘍性大腸炎	97
	アトピー性脊髄炎	116			下垂体性ADH分泌異常症	72
	アペール症候群	182			下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	76
	アラジール症候群	297			下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	77
	α1-アンチトリプシン欠乏症	231			下垂体性TSH分泌亢進症	73
	アルポート症候群	218			下垂体性PRL分泌亢進症	74
	アレキサンダー病	131			下垂体前葉機能低下症	78
	アンジェルマン症候群	201			家族性高コレステロール血症	79
	アントレー・ビクスラー症候群	184			(ホモ接合体)	
	い	イソ吉草酸血症			247	家族性地中海熱
一次性ネフローゼ症候群		222	家族性低βリポタンパク血症1		336	
一次性膜性増殖性糸球体腎炎		223	(ホモ接合体)			
1p36欠失症候群		197	家族性良性慢性天疱瘡		161	
遺伝性自己炎症疾患		325	カナバン病		307	
遺伝性ジストニア		120	化膿性無菌性関節炎		269	
遺伝性周期性四肢麻痺		115	・壊疽性膿皮症・アクネ症候群			
遺伝性膀胱炎		298	歌舞伎症候群	187		
遺伝性鉄芽球性貧血		286	ガラクトース-1-リン酸	258		
う		ウィーバー症候群	175	ウリジルトランスフェラーゼ欠損症		
		ウィリアムズ症候群	179	カルニチン回路異常症	316	
		ウィルソン病	171	肝型糖原病	257	
		ウエスト症候群	145	間質性膀胱炎（ハンナ型）	226	
		ウェルナー症候群	191	環状20番染色体症候群	150	
		ウォルフラム症候群	233	完全大血管転位症	209	
		ウルリッヒ病	29	眼皮皮膚白皮症	164	
		え	HTLV-1関連脊髄症	26	き	偽性副甲状腺機能低下症
	ATR-X症候群		180	ギャロウェイ・モフト症候群		219
	エーラス・ダンロス症候群		168	球脊髄性筋萎縮症		1
エプスタイン症候群	287		急速進行性糸球体腎炎	220		
エプスタイン病	217		強直性脊椎炎	271		
エマヌエル症候群	204		巨細胞性動脈炎	41		
MEC P2重複症候群	339		巨大静脈奇形	279		
LMNB1関連大脳白質脳症	342		(頸部口腔咽頭びまん性病変)			
遠位型ミオパチー	30					

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号
き	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	280	こ	コステロ症候群	104
	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100		骨形成不全症	274
く	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	278	5p欠失症候群	199	
	筋萎縮性側索硬化症	2	コフィン・シリズ症候群	185	
く	筋型糖原病	256	コフィン・ローリー症候群	176	
	筋ジストロフィー	113	混合性結合組織病	52	
く	クッシング病	75	さ	鰓耳腎症候群	190
	クリオピリン関連周期熱症候群	106	再生不良性貧血	60	
く	クリッペル・トレノネー ・ウェーバー症候群	281	再発性多発軟骨炎	55	
	クルーゾン症候群	181	左心低形成症候群	211	
く	グルコーストランスポーター 1欠損症	248	サルコイドーシス	84	
	グルタル酸血症1型	249	三尖弁閉鎖症	212	
く	グルタル酸血症2型	250	三頭酵素欠損症	317	
	クロウ・深瀬症候群	16	し	CFC症候群	103
く	クローン病	96	シェーグレン症候群	53	
	クロンカイト・カナダ症候群	289	色素性乾皮症	159	
け	痙攣重積型(二相性)急性脳症	129	自己貪食空胞性ミオパチー	32	
	結節性硬化症	158	自己免疫性肝炎	95	
け	結節性多発動脈炎	42	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288	
	血栓性血小板減少性紫斑病	64	自己免疫性溶血性貧血	61	
け	限局性皮質異形成	137	シトステロール血症	260	
	原発性肝外門脈閉塞症	346	シトリン欠損症	318	
け	原発性高カイロミクロン血症	262	紫斑病性腎炎	224	
	原発性硬化性胆管炎	94	脂肪萎縮症	265	
け	原発性抗リン脂質抗体症候群	48	若年性特発性関節炎	107	
	原発性側索硬化症	4	若年発症型両側性感音難聴	304	
け	原発性胆汁性胆管炎	93	シャルコー・マリー・トゥース病	10	
	原発性免疫不全症候群	65	重症筋無力症	11	
け	顕微鏡的多発血管炎	43	修正大血管転位症	208	
	高IgD症候群	267	出血性線溶異常症	347	
こ	好酸球性消化管疾患	98	ジュベール症候群関連疾患	177	
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45	シュワルツ・ヤンペル症候群	33	
こ	好酸球性副鼻腔炎	306	神経細胞移動異常症	138	
	抗糸球体基底膜腎炎	221	神経軸索スフェロイド形成を伴う 遺伝性びまん性白質脳症	125	
こ	後縦靭帯骨化症	69	神経線維腫症	34	
	甲状腺ホルモン不応症	80	神経有棘赤血球症	9	
こ	拘束型心筋症	59	進行性核上性麻痺	5	
	高チロシン血症1型	241	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338	
こ	高チロシン血症2型	242	進行性骨化性線維異形成症	272	
	高チロシン血症3型	243	進行性多巣性白質脳症	25	
こ	後天性赤芽球癆	283	進行性白質脳症	308	
	広範脊柱管狭窄症	70	進行性ミオクローヌスてんかん	309	
こ	膠様滴状角膜ジストロフィー	332	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214	
	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素 欠損症	344	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213	
こ	コケイン症候群	192	す	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性 てんかん性脳症及びてんかん性脳症	154
			スタージ・ウェーバー症候群	157	
			スティーン・ジョンソン症候群	38	

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号				
す せ	スミス・マギニス症候群	202	た	タナトフォリック骨異形成症	275				
	脆弱×症候群	206		多発血管炎性肉芽腫症	44				
	脆弱×症候群関連疾患	205		多発性硬化症／視神経脊髄炎	13				
	成人発症スチル病	54		多発性嚢胞腎	67				
	脊髄空洞症	117		多脾症候群	188				
	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	18		タンジール病	261				
	脊髄髄膜瘤	118		単心室症	210				
	脊髄性筋萎縮症	3		弾性線維性仮性黄色腫	166				
	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	319		胆道閉鎖症	296				
	前眼部形成異常	328		ち	遅発性内リンパ水腫	305			
	全身性アミロイドーシス	28	チャージ症候群		105				
	全身性エリテマトーデス	49	中隔視神経形成異常症/ ドモルシア症候群		134				
	全身性強皮症	51	中毒性表皮壊死症		39				
	先天異常症候群	310	腸管神経節細胞僅少症		101				
	先天性横隔膜ヘルニア	294	て		TRPV4異常症	341			
	先天性核上性球麻痺	132			TNF受容体関連周期性症候群	108			
	先天性気管狭窄症/ 先天性声門下狭窄症	330			低ホスファターゼ症	172			
	先天性魚鱗癬	160			天疱瘡	35			
	先天性筋無力症候群	12			と	特発性拡張型心筋症	57		
	先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症	320		特発性間質性肺炎		85			
先天性三尖弁狭窄症	311	特発性基底核石灰化症		27					
先天性腎性尿崩症	225	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因に よるものに限る。)		327					
先天性赤血球形成異常性貧血	282	特発性後天性全身性無汗症		163					
先天性僧帽弁狭窄症	312	特発性大腿骨頭壊死症		71					
先天性大脳白質形成不全症	139	特発性多中心性キャッスルマン病	331						
先天性肺静脈狭窄症	313	特発性門脈圧亢進症	92						
先天性副腎低形成症	82	な	ドラベ症候群	140					
先天性副腎皮質酵素欠損症	81		中條・西村症候群	268					
先天性ミオパチー	111		那須・ハコラ病	174					
先天性無痛無汗症	130		軟骨無形成症	276					
先天性葉酸吸収不全	253		に	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153				
前頭側頭葉変性症	127			22q11.2欠失症候群	203				
線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)	340			乳児発症STING関連血管炎	345				
そ	早期ミオクロニー脳症			147	乳幼児肝巨大血管腫	295			
	総動脈幹遺残症			207	尿素サイクル異常症	251			
	総排泄腔遺残			293	ぬ	ヌーナン症候群	195		
	総排泄腔外反症	292		ね		ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症	315		
	ソトス症候群	194				ネフロン癆	335		
	た	第14番染色体父親性ダイソミー 症候群				200	の	脳クレアチン欠乏症候群	334
		ダイヤモンド・ブラックファン貧血				284		脳髄黄色腫症	263
		大脳皮質基底核変性症	7			脳内鉄沈着神経変性症		121	
		大理石骨病	326			脳表ヘモジデリン沈着症		122	
		高安動脈炎	40			は		膿疱性乾癬(汎発型)	37
多系統萎縮症		17	嚢胞性線維症					299	
			パーキンソン病					6	
			バージャー病		47				

	疾患名	告示 番号		疾患名	告示 番号
は	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	87	ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
	肺動脈性肺高血圧症	86		発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	229		ホモシスチン尿症	337
	肺胞低換気症候群	230		ポルフィリン症	254
	ハッチンソン・ギルフォード症候群	333	ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	112
	バッド・キアリ症候群	91		マルファン症候群	167
	HTRA 1 関連脳小血管病	123		／ロイス・ディーツ症候群	
	ハンチントン病	8		慢性炎症性脱髄性多発神経炎	14
ひ	PCDH 19 関連症候群	152		／多巣性運動ニューロパチー	
	PURA 関連神経発達異常症	343		慢性血栓栓性肺高血圧症	88
	非ケトーシス型高グリシン血症	321		慢性再発性多発性骨髄炎	270
	肥厚性皮膚骨膜炎	165		慢性特発性偽性腸閉塞症	99
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114	み	ミオクロニー欠神てんかん	142
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う 常染色体優性脳動脈症	124		ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
	肥大型心筋症	58	む	ミトコンドリア病	21
	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	239		無虹彩症	329
	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	238		無脾症候群	189
	左肺動脈右肺動脈起始症	314	め	無βリポタンパク血症	264
ビッカースタッフ脳幹脳炎	128	メープルシロップ尿症		244	
	非典型溶血性尿毒症症候群	109		メチルグルタコン酸尿症	324
	非特異性多発性小腸潰瘍症	290		メチルマロン酸血症	246
	皮膚筋炎／多発性筋炎	50		メビウス症候群	133
	表皮水疱症	36		免疫性血小板減少症	63
	ヒルシュスプルング病 (全結腸型又は小腸型)	291	も	メンケス病	169
				網膜色素変性症	90
ふ	VATER 症候群	173		もやもや病	22
	ファイファー症候群	183		モワット・ウィルソン症候群	178
	ファロー四徴症	215	や	ヤング・シンプソン症候群	196
	ファンコニ貧血	285		ゆ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	封入体筋炎	15	よ	4p欠失症候群	198
	フェニルケトン尿症	240		ら	ライソゾーム病
	複合カルボキシラーゼ欠損症	255		ラスムッセン脳炎	151
	副甲状腺機能低下症	235	り	ランドウ・クレフナー症候群	155
副腎白質ジストロフィー	20			リジン尿性蛋白不耐症	252
	副腎皮質刺激ホルモン不応症	237		両大血管右室起始症	216
	ブラウ症候群	110		リンパ管腫症/ゴーハム病	277
	プラダー・ウィリ症候群	193	る	リンパ脈管筋腫症	89
	プリオン病	23		類天疱瘡	162
	プロピオン酸血症	245		(後天性表皮水疱症を含む。)	
	閉塞性細気管支炎	228	れ	ルビンシュタイン・テイビ症候群	102
β-ケトチオラーゼ欠損症	322			レーベル遺伝性視神経症	302
へ	ベーチェット病	56		レシチンコレステロール	259
	ベスレムミオパチー	31		アシルトランスフェラーゼ欠損症	
	ペリー病	126	ろ	レット症候群	156
	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	234		レノックス・ガストー症候群	144
	片側巨脳症	136		ロウ症候群	348
	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149		ロスムンド・トムソン症候群	186
				肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

【窓口】川口市保健所疾病対策課難病相談係…〒333-0842 川口市前川1-11-1

(電話) 048-423-6708 (FAX) 048-423-8852

埼玉県疾病対策課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3562 (FAX) 048-830-4809

難病情報センターホームページ →

<https://www.nanbyou.or.jp/>

